

「飲食店等に対する営業時間短縮協力金」早期給付  
(7/12～8/22) に関して FAQ

令和3年7月21日時点

■早期給付について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	早期給付について教えてください。	令和3年7月12日から8月22日の間、大阪府が行った営業時間短縮等の要請にご協力いただける大阪府内の飲食店等に対して、後日募集する「飲食店等に対する営業時間短縮協力金」の一部を先行して支給するものです。	7/21	
2	どのような事業者が早期給付を受けることができますか。	後日募集する「飲食店等に対する営業時間短縮協力金」において、売上高方式で申請される事業者（大企業除く）が対象です。	7/21	
3	協力金を今まで申請したことがありません。早期給付を申請できますか。	以前より要請等に対して継続して応じている店舗であり、すでに受給実績があることが要件となっているため、申請できません。後日募集する「飲食店等に対する営業時間短縮協力金」に申請（本申請）してください。 なお、大阪市内の店舗においては第3期協力金を受給しており、第4期協力金を受給又は申請中であること、大阪市外の店舗においては第2期協力金を受給しており、第4期協力金を受給又は申請中であることを確認します。	7/21	
4	郵送申請できますか。	早期の支給を目指すため、オンライン申請のみとなります。後日募集する「飲食店等に対する営業時間短縮協力金」の申請（本申請）では、従来どおり郵送で申請いただくことが可能です。	7/21	
5	早期給付は、後日募集する「飲食店等に対する営業時間短縮協力金」とは別に支給されるのですか。	早期給付は、後日募集する「飲食店等に対する営業時間短縮協力金」の一部を先行して支給するものです。早期給付後、あらためて申請していただく「飲食店等に対する営業時間短縮協力金」において、早期給付分を除いた額を支給します。	7/21	
6	要請期間の途中で閉店した場合はどうなりますか。	令和3年7月12日から8月22日までの期間全てにおいて、大阪府が行う営業時間短縮の要請にご協力いただく必要があるため、早期給付の申請はできません。後日募集する「飲食店等に対する営業時間短縮協力金」に申請（本申請）してください。	7/21	
7	早期給付を申請後、申請者が亡くなった場合はどうなりますか。	早期給付を受けることができるのは、令和3年7月12日から8月22日までの期間全てにおいて要請に応じた事業者となります。期間内に亡くなられた場合は対象になりません。	7/21	
8	早期給付を申請しないと6月21日から7月11日、7月12日から8月22日の協力金は支給されないのですか。	早期給付の申請を希望されない場合は、後日募集する「飲食店等に対する営業時間短縮協力金」の申請（本申請）【要請期間：令和3年6月21日から7月11日まで、7月12日から8月22日まで】で、全額一括で支給することになります。なお、早期給付を申請した場合も、残余の協力金のお受取りには別途本申請が必要です。	7/21	